14　11に規定する郵便物の流れを除くほか、第二十九条の規定に基づいて自己申告された巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）に適用する到着料率は、この条に定める巨大郵便物（E）及び小形包装物（E）の料率に代えて用いる。したがって、7から9までの規定は、適用しない。

15　10に定める料率を引き下げるための料率の変更は、移行制度に参加している国が目標制度に参加している国に対して料率の変更を請求しない限り、目標制度に参加している国が移行制度に参加している国に対して行うことができない。

16　移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における年間総重量が百トンを下回る郵便物の流れについては、関係する指定された事業体は、任意に、この条約の施行規則に定める条件に従い、型ごとに区分された郵便物を送付し、及び受領することができる。当該郵便物を交換する場合において、名宛国の指定された事業体が第二十九条の規定に基づく料率の自己申告をしないことを選択したときは、5から8までに定める料率を適用する。

17　目標制度に参加している国の指定された事業体への大量郵便物の補償金は、第二十九条又は前条に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。受領した大量郵便物について、移行制度に参加している国の指定された事業体は、場合に応じて5から8まで又は第二十九条の規定に従って補償金を請求することができる。

18　この条の規定については、いかなる留保も付すことができない。

第三十二条　業務の質を改善するための基金

1　到着料及び業務の質を改善するための基金（以下「基金」という。）に関連し、後発開発途上国に分類され、かつ、第Ⅳ集団に含まれる国に対して全ての国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、後発開発途上国に分類され、かつ、第Ⅳ集団に含まれる国における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十九条又は前条に定める料率の二十パーセント分増額される。第Ⅳ集団の国に分類された国の間においては、その増額分の支払は、行わない。

2　第Ⅳ集団の国に分類された国（1に規定する後発開発途上国を除く。）に対して第Ⅰ集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第Ⅳ集団の国に分類された国（1に規定する後発開発途上国を除く。）における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十九条又は前条に定める料率の十パーセント分増額される。

3　第Ⅳ集団の国に分類された国（1に規定する後発開発途上国を除く。）に対して第Ⅱ集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第Ⅳ集団の国に分類された国（1に規定する後発開発途上国を除く。）における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十九条又は前条に定める料率の十パーセント分増額される。

4　第Ⅳ集団の国に分類された国（1に規定する後発開発途上国を除く。）に対して第Ⅲ集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第Ⅳ集団の国に分類された国（1に規定する後発開発途上国を除く。）における業務の質を改善するための基金への支払のため、第二十九条又は前条に定める料率の五パーセント分増額される。

5　第Ⅲ集団の国に分類された国に対して第Ⅰ集団から第Ⅲ集団までの国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、一パーセント分増額される。その増額分は、第Ⅱ集団から第Ⅳ集団までの国に分類された国の業務の質を改善するために設立され、郵便業務理事会が定める手続に従って管理される共通基金に拠出される。

6　第Ⅲ集団の国に分類された国に対して第Ⅰ集団から第Ⅲ集団までの国に分類された国及び地域が支払う到着料（M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、○・五パーセント分増額される。その増額分は、特に国際連合によって後発開発途上国に分類された第Ⅳ集団の国の業務の質を改善するため、5に規定する共通基金の一部として設立され、郵便業務理事会が定める手続に従って管理される特別口座に拠出される。

7　1から4までの規定に基づいて拠出され、二千十八年に始まる四年の基金の基準年を通じて累積された資金であって未使用のものは、5に規定する共通基金に移管される。ただし、郵便業務理事会が定める手続に従うものとする。この7の規定の適用上、当該四年の間に拠出された金額の最後の支払分を基金が受領してから二年の間に、基金が承認した業務の質を改善するための計画に使用されなかった資金のみが、当該共通基金に移管される。

8　第Ⅳ集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払に充てる到着料の合計は、各受益国について少なくとも年額二万ＳＤＲとする。この最低額に達するために必要な追加の資金は、第Ⅰ集団から第Ⅲ集団までの国に対し、交換する分量に応じて請求される。

9　郵便業務理事会は、基金の計画の資金調達のための手続を遅くとも二千二十一年十二月までに採択し、又は改定する。

C　小包郵便の割当料金

第三十三条　小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金

1　二の指定された事業体の間で交換される小包（ＥＣＯＭＰＲＯ小包を除く。）については、この条約の施行規則に定める小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を適用して計算した到着の陸路割当料金を課する。

1.1　指定された事業体は、1に規定する基本料金率を考慮して、この条約の施行規則に従い、小包一個当たりの追加の料金及び重量一キログラムごとの追加の料金を請求することができる。

1.2　1及び1.1に規定する陸路割当料金については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

1.3　到着の陸路割当料金は、各国の全領域について均一とする。

2　二の指定された事業体の間又は同一国の二の郵便局の間で一又は二以上の他の指定された事業体の陸運業務によって交換される小包については、当該陸運業務に参加する指定された事業体のため、この条約の施行規則に定める距離段階に応じた継越しの陸路割当料金を課する。

2.1　仲介する指定された事業体は、開袋継越小包につき一個ごとに、この条約の施行規則に定める単一の陸路割当料金を請求することができる。

2.2　継越しの陸路割当料金については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

3　小包の海路運送に参加する指定された事業体は、海路割当料金を請求することができる。この海路割当料金については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

3.1　海路割当料金は、利用される各海運業務につき、この条約の施行規則に距離段階に応じて定める。

3.2　指定された事業体は、3.1の規定に従って計算される海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げることができる。指定された事業体は、自己の裁量により、海路割当料金を引き下げることができる。